

保険証取り扱いについてのご注意

① 捻挫（捻り）・挫傷（肉離れ、すじちがい）・骨折・脱臼・打撲等の急性・亜急性外傷に対して各種健康保険がご使用になれます。

初診来院時、保険証・医療証を受付にご提示ください。

◎骨折後のリハビリ

病院にて治療後、患者様の諸事情によりお近くの整骨院で治療をご希望の場合、医師の承諾のもと整骨院への転院が可能になります。

◎日常生活やゴルフ・野球・サッカー・テニス等、スポーツ障害による、肩、肘、手首、突き指、股関節・腰の痛みの治療。

◎起床時や同姿勢から急に体勢を変えた時におこる首や背中
の寝違え。

◎重いものを持ち上げた時やくしゃみをした時におこるギックリ腰による痛み。

◎交通事故外傷による筋肉・腱・靭帯・各関節の痛み。

② 各種健康保険のほか、交通事故自賠責保険、労災保険などについても取り扱いいたします。

③

保険の取り扱いについての注意

整骨院での健康保険は次のような場合、適応されません。

◎受傷原因、負傷日が不明である場合。

◎慢性の肩こりなど加齢や日常生活動作に伴う慢性症状。

◎同一部位の外傷について他整骨院での同時通院はできません。